

徳島県告示第六百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

| 名称 | 区 域 | 面 積 | 存続期間 |
|----------------------|---|----------|--------------------------|
| 鯛浜特定 猟具使用 禁止区域 | 徳島市川内町加賀須野の県道川内大代線旧道と今切川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を西、南及び北に進み旧吉野川との交点に至り、同所から同川右岸を西に進みJR高徳線との交点に至り、同所から同線を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東及び北に進み北島町と鳴門市との境界線上の共栄橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南に進み今切川との交点に至り、同所から同川左岸を南、東及び北に進み県道川内大代線旧道との交点に至り、同所から起点との見通し線を南に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域 | 一四〇ヘクタール | 令和四年十一月一日から令和九年十一月三十一日まで |
| 大寺・第十新田特定猟具使用禁止区域 | 板野郡板野町大寺の大寺橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川右岸を南に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同川右岸を北西及び南西に進み第十樋門橋南詰に至り、同所から同樋門橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東及び南東に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同川左岸を北に進み宮川内谷川との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み豊年橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東に進み旧吉野川との交点に至り、同所から同川左岸を北及び東に進み大寺橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 四〇ヘクタール | 同 |
| 川内特定 猟具使用 禁止区域 | 徳島市川内町鈴江南の一般国道一一号吉野川大橋北詰を起点とし、同所から同国道を北に進み今切川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み宮島江湖川との交点に至り、同所から県道鳴門徳島自転車道線との見通し線を南に約七〇メートル進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東、南及び西に進み県道徳島環状線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 八四二ヘクタール | 同 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|---------------------|----------|
| | <p>同堤防を南東に進み市道古田大井線との交点に至り、同所から同市道を東に進み阿波市と上板町との境界線との交点に至り、同所から町道四八六号線を東に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から宮川内谷川左岸堤防を東に進み上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南南西に進み県道徳島吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道三一八号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道香美吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み国土交通省吉野川河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み市道西原日開谷橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道鳴門池田線日開谷橋東詰に至り、同所から同県道を西に進み県道仁賀木山瀬停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道大道南二号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道元町西原線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道岩津川久保線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道乙岩津岩津線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | | |
| <p>西条大橋 特定猟具 使用禁止 区域</p> | <p>阿波市吉野町西条の西条大橋北詰を起点とし、同所から国土交通省河川管理用道路を東北東へ約三〇〇メートル進んだ地点に至り、同所から同橋に平行に南南東に進み阿波市と吉野川市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西南西に約六〇〇メートル進んだ地点に至り、同所から同橋に平行に北北西に進み国土交通省河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を東北東に約三〇〇メートル進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | <p>二五ヘク タール</p> | <p>同</p> |
| <p>熊谷特定 猟具使用 禁止区域</p> | <p>阿波市土成町土成の県道船戸切幡上板線と市道諏訪馬場線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道北原矢松線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道工業団地一号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大規模幹線農道線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道北原一号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み里道との交点に至り、同所から同里道を北に進み鈴川ダム左岸との交点に至り、同所から熊谷寺本堂北側にある治山堰堤との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から車谷池北端との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から熊谷山の境の谷を北東に約八〇メートル進んだ地点に至り、同所から県道船戸切幡上板線との見通し線を南東に約一八〇メートル進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進</p> | <p>五八ヘク タール</p> | <p>同</p> |

| | | | |
|------------------|---|----------|---|
| | み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | | |
| 上馬路特定猟具使用禁止区域 | 三好市池田町馬路の深川谷と一般国道一九二号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み藤黒谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み深川谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 五〇ヘクタール | 同 |
| 辻・西井川特定猟具使用禁止区域 | 三好市井川町辻の県道昼間辻線と一般国道一九二号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み同市井川町と同市池田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三好市と東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み美濃田大橋との交点に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 一三八ヘクタール | 同 |
| 大原・上荒井特定猟具使用禁止区域 | 阿南市桑野町の県道羽ノ浦福井線と一般国道一九五号の分岐点を起点とし、同所から同国道を東に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を東に進みJR牟岐線の霜田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橋駅を経て橋第一踏切と市道東分長浜線との交点に至り、同所から同市道を西に進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同所に至り、同所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から同市長生町と同市見能林町との境界線を北に進み同市見能林町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同市宝田町と同市長生町との境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 七一六ヘクタール | 同 |